

## 別 紙

答申第120号

## 答 申

### 1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は、結論において妥当である。

### 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成28年2月23日に本件審査請求人より、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成28年2月3日付島根県警察本部指令（広報）第12号(2)『より合理的な交通規制の推進状況に関する報告について（起案）』により、請求者に公開された警察庁交通局交通規制課理事官宛に提出された報告書に添付された報告書様式1の項目のうち、⑪『点検後の規制速度』欄記載内容（法定、50、40）が導かれた根拠となる資料」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、平成28年3月8日付けで「公開請求に係る情報が記録された公文書は保存期間の経過により廃棄したものであり、管理していないため」として非公開決定を行った。
- (4) 審査請求人はこの決定を不服として、平成28年5月9日に審査請求を行った。
- (5) 島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）は、条例第20条第1項の規定に従い、平成28年6月10日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

島根県警察本部長が行った非公開処分の取消し、公開を求める。

#### (2) 審査請求の理由

- ア 実施機関は、本部長通達によって報告が義務づけられているにもかかわらず、「保存期間の経過により廃棄したものとして公開請求に係る情報が記載された公文書を管理していない」との理由で非公開としている。
- イ 島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年3月11日島根県条例第3号。以下「公文書管理条例」という。）は、公文書の管理に関する法律第34条に基づき制定された条例であるから、同法施行令に定める「一連の業務プロセスに係る文書が同一の保存期間で保存」すると解するべきであるところ、「10年通達を受けて報告要領を定めた通達（以下『別途通達』という。）として発出されているものであるが、その別途通達の保存年限が3年」としたことを理由に「保存期間の経過により廃棄したもの」とした点は証拠隠滅の疑念があり、合理的な説明責任を求める。
- ウ 交通規制は、不特定多数を対象として、一方的に不作為を義務づける行政処分である。公安委員会による交通規制は、①公安委員会が意思決定をし、②道路標

識等を設置し、③道路標識等が適法かつ客観的に認知できる状態に達した時点から、その効果を生ずる（道交法第4条1項）。

従って、交通規制をするための決裁文書や交通規制に至る過程が記録された文書は、道路標識等の耐久性等に照らせば、10年を超えて効果は存続する。

その場合、当該交通規制に関連する文書の保存期間は「30年」である（島根県警察公文書管理規則第6条別表）。

当該公文書の保存を「3年」とし、「廃棄」せしめたことは、県民による合理的な跡付け又は検証の機会を失わせ、憲法で保障するところの「知る権利」を侵害したことになる。

エ 公文書管理条例第7条（整理）に規定する「実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、規則等（島根県警察公文書管理規則第6条）で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。」という羈束行為違反でもある。

オ 単に情報公開条例に照らすだけならば、公文書は破棄したのだから、実施機関の決定は妥当ということになるであろう。

しかし、情報公開条例は、そのもととなる公文書が作成され、かつ、保存管理されていなければ、公開できないのである。

行政機関、特に、警察は国民に対する侵害行為の執行機関であることから、権限行使に際しては、慎重さと警察活動の行使過程は、現在及び将来の国民・県民に対して説明する責務が全うされなければならない。

都合の悪い公文書は、「作成していないため」、「廃棄したため」として非公開にする術は、厳に慎まなければならない。

その意味においても、公文書管理条例と情報公開条例は、一体的に判断しない限り、情報公開条例の趣旨に資することはできないと思う。

審査会におかれては、以上のような観点からの答申を期待する。

#### 4 実施機関の主張

諮問実施機関の非公開理由説明書による主張は、次のとおりである。

- (1) 県警察においては請求にかかる公文書を管理していないため（保存期間の経過により廃棄したもの）、公文書非公開決定を行ったものである。
- (2) 対象文書については、平成21年12月4日付け、島交企甲第1556号ほか「より合理的な交通規制の推進について」（以下「10年通達」という。）中の6の(2)において「本通達に基づき道路交通環境の改善のためにとった措置の報告要領については、別途指示する。」として、当時、10年通達を受けて報告要領を定めた通達（以下「別途通達」という。）として発出されているものであるが、その別途通達の保存年限が3年であったことから、各警察署から点検後の規制速度の根拠となる報告内容は、別途通達とともに既に廃棄されたものである。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うす

るとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件公文書公開請求の内容は、「平成28年2月3日付島根県警察本部指令（広報）第12号(2)『より合理的な交通規制の推進状況に関する報告について（起案）』」により、請求者に公開された警察庁交通局交通規制課理事官宛に提出された報告書に添付された報告書様式1の項目のうち、⑩『点検後の規制速度』欄記載内容（法定、50、40）が導かれた根拠となる資料」である。

この請求に記載された「警察庁交通局交通規制課理事官宛に提出された報告書」とは、実施機関から提出のあった資料から、「平成24年4月16日付島交規第278号『より合理的な交通規制の推進状況に関する報告について』」であると認められる。したがって、本件対象公文書は、この報告に添付された報告書様式1⑩「点検後の規制速度」欄記載内容（法定、50、40）が導かれた根拠となる資料である。

(3) 本件対象公文書の確認について

ア 実施機関は、10年通達を受けて発出した、各警察署から報告を求める際の要領を定めた別途通達の保存期間が3年であったことから、対象公文書である、点検後の規制速度の根拠となる各警察署からの報告内容は、この別途通達とともに既に廃棄したものであると主張している。

一方、審査請求人は、公文書管理条例の趣旨によれば、一連の業務プロセスに係る文書は同一の保存期間で保存すべきであるとして、実施機関に対して3年で廃棄したことの合理的な説明を求めている。

このため当審査会としては、本件対象公文書の存在の有無及び公文書の管理状況等を調査する必要があると判断したことから、実施機関である島根県警察本部において、条例第27条の規定に基づく委員を派遣して、実地による調査を行った。

イ 事前に当審査会から実施機関に対して、当該事案に関する関係資料の提出を求め確認したところ、上記アの「別途通達」は、「2009年情報公開目録（交通規制課）」に記載のあるファイルのうち、「（大分類）総記－（中分類）通達－（ファイル名）通達原議」のフォルダーに区分し、管理されていたものと認められる。

なお、この「通達原議」フォルダーは、保存期間の区分が「継続使用」とされており、この区分のフォルダーでは、3年や10年等様々な保存期間の公文書を保存しており、個々の公文書の保存期間が満了した際に、該当の公文書だけを抜き出して廃棄するという運用がなされている。また、フォルダー自体は廃棄せずに累年使用しているものである。

実施機関の交通規制課において、当審査会が実地に公文書の保存状況を確認したところ、当該「通達原議」フォルダーの中に本件対象公文書は確認できず、また、その他に本件対象公文書の存在をうかがわせる事情も認められなかった。

ウ なお、この際、実施機関の公文書の管理状況等について聴取したところ以下の

とおりに説明を受けた。

(ア) 保存期間が10年とされている通達に基づいた公文書であっても、一連のまとまった公文書として保存期間を10年とする取扱いはしておらず、具体的な報告手順・期限、様式等を示した別途発出する個別の通達の保存期間を3年と定めていれば、3年で廃棄するのが一般的な取扱いである。

(イ) 予め保存期間を定めたフォルダーを廃棄する際には廃棄対象リストを作成するが、「継続使用」フォルダーに区分された公文書は、公文書それぞれに定めた保存期間の満了後に当該公文書を取り出して廃棄しており、廃棄した記録は残していない。

(4) 公文書の保存及び廃棄について

公文書管理条例第1条は「この条例は、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理（中略）を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県（中略）の有するその諸活動を現在及び将来において説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と規定しており、公文書の適正な管理は県における情報公開制度の前提となるものである。

また、同条例第7条第2項では「実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめなければならない。」とされている。

これらの規定によれば、当該公文書に基づき行った県の諸活動について、将来においても説明する責務を全うする必要があるものについては、適切な期間を設定して保存する必要があるものと思料される。

本件対象公文書については、10年通達を実施するための措置として作成された報告書の根拠となる資料であることから、上記公文書管理条例の趣旨に鑑みれば、少なくとも根拠となる10年通達に見合った期間で保存されるべき性格のものであったと思料されるが、この点の考え方について、実施機関からは上記5(3)ウ(ア)以上の説明は得られなかった。

また、上記5(3)ウ(イ)で聴取したとおり、「継続使用」フォルダーに区分されている本件対象公文書の廃棄記録は残されていないため、具体的な廃棄時点を確認することもできなかった。今後、実施機関は、フォルダーを廃棄する際の取扱いを参考とするなどにより、「継続使用」フォルダーに区分される公文書の廃棄についても、何らかの記録を残す取扱いを検討することが望ましい。

以上、実地調査において本件対象公文書が存在しないことを確認したこと、また、実施機関の説明からも本件対象公文書の存在をうかがわせる事情は特に認められないことから、本件非公開決定は結論において妥当である。

(5) 審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第127号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年6月10日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成28年7月5日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成28年8月2日	審査請求人から意見書を受理
平成31年3月14日 (審査会第1回目)	審議
平成31年4月25日 (審査会第2回目)	審議
令和元年5月30日 (審査会第3回目)	審議
令和元年6月19日 (審査会第4回目)	審議
令和元年7月23日	実地調査
令和元年7月31日 (審査会第5回目)	審議
令和元年8月29日 (審査会第6回目)	審議 (第1部会)
令和元年9月19日 (審査会第7回目)	審議 (第1部会)
令和元年10月9日 (審査会第8回目)	審議 (第1部会)
令和元年11月14日 (審査会第9回目)	審議 (第1部会)
令和元年12月19日 (審査会第10回目)	審議
令和2年3月4日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会
桐山 香代子	弁護士	第1部会 (H31.4.1~R1.9.19)
永野 茜	弁護士	第1部会 (R1.10.2~)
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会